

年金にかかる源泉徴収税額

■年金にかかる所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額は、次の計算式で計算した金額となります。

●計算式内の「社会保険料」とは、年金から特別徴収された介護保険料及び国民健康保険料(または後期高齢者医療保険料)の合計額です。

「扶養親族等申告書」を提出した場合

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金支給額} - \text{社会保険料} - \text{各種控除額}) \times \text{合計税率}^*(5.105\%)$$

$$*\text{合計税率}(5.105\%) = \text{所得税率}(5) \times 102.1 / 100$$

退職共済年金受給者の方は、65歳になると源泉徴収税額の計算が変わり、政令で定める一定の額を差し引いた額を控除することになります。

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{退職共済年金の年金支給額} - \text{社会保険料} - (\text{各種控除額} - \text{政令で定める一定の額}^*) \} \times \text{合計税率}(5.105\%)$$

※ 計算式内の「政令で定める一定の額」とは、47,500円×その年金支給額の計算の基礎となった月数により算出された金額です。

※ 合計税率につきましてはP27「平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税」をご参照ください。

◇各種控除額

対象	控除の種類	月割控除額《1か月あたり》
受給者全員	公的年金等控除、 基礎控除相当	【65歳未満の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円 (最低額9万円)
		【65歳以上の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円 (最低額13万5千円)
控除対象配偶者が いる場合	配偶者控除 または	32,500円(年額390,000円)
	老人控除対象配偶者相当	40,000円(年額480,000円)
控除対象扶養親族が いる場合(16歳以上)	扶養控除 または	32,500円×人数(年額390,000円×人数)
	特定扶養親族控除 または	52,500円×人数(年額630,000円×人数)
	老人扶養親族控除	40,000円×人数(年額480,000円×人数)
受給者本人、 同一生計配偶者、 扶養親族が障害者の 場合	普通障害者控除 または	22,500円×人数(年額270,000円×人数)
	特別障害者控除 または	35,000円×人数(年額420,000円×人数)
	同居特別障害者控除	62,500円×人数(年額750,000円×人数)

受給者本人が寡婦、 特別寡婦、寡夫の場合	寡婦控除	22,500円 (年額270,000円)
	または 特別寡婦控除	30,000円 (年額360,000円)
	または 寡夫控除	22,500円 (年額270,000円)

※ 障害者控除は、扶養親族が年少扶養親族（16歳未満）である場合においても適用されます。

※ 同居特別障害者控除は、同一生計配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、受給者本人、その配偶者または受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人に適用されます。


「扶養親族等申告書」を提出しない場合

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{年金支給額} - \text{社会保険料} - (\text{年金支給額} - \text{社会保険料}) \times 25\% \} \times \text{合計税率} (10.21\%)$$

$$\text{合計税率} (10.21\%) = \text{所得税率} (10) \times 102.1 / 100 \text{ (※)}$$

(※) 合計税率については、P27 [「平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税」](#)をご参照願います。

 扶養親族等申告書をご提出いただけない場合は、扶養控除や障害者控除など各種控除が受けられず、ご提出いただいた場合と比べて多くの所得税が源泉徴収される場合がありますのでご注意ください。